

2号認定

Ainosono
KINDERGARTEN

令和3年度
園児募集要項



本園は、平成27年4月1日から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「幼稚園型認定こども園」です。そのため入園に際し、保護者の方の希望する保育時間や就労状況に応じて選択していただく必要があります。それにより手続きや費用に関する内容が異なりますので、この「募集要項」及び「重要事項説明書」「本園の教育理念等について」「預かり保育の利用について」に記載されている内容をよく読んで同意いただいたうえで入園願書をご提出ください。

- 1号認定とは 幼稚園標準教育を希望する3歳以上児
新2号認定とは 保育が必要な理由に該当する3歳以上児（1号認定に属する）
2号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳以上児
3号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児

学校法人あけぼの学院
認定こども園 立花愛の園幼稚園

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目20番27号
TEL (06) 6429-0308 FAX (06) 6428-2805
HPアドレス <http://www.tatibana-ainosono.jp>



募集人員

立花2号認定募集要項 1

保育年数		該当する生年月日	1号認定	2号・3号認定
1年保育児	5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生	若干名	若干名
2年保育児	4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生	約20名	若干名
3年保育児	3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生	約160名	若干名
4年保育児	2歳児(3号認定)	平成30年4月2日～平成31年4月1日生	—	4名
5年保育児	1歳児(3号認定)	平成31年4月2日～令和2年4月1日生	—	6名

※本園での3号認定とは就労等で長時間の保育を必要とする1, 2歳児のことです。

幼稚園説明会・体験入園

(1号・新2号・2号認定の3～5歳児の話が中心となります)

下記の日程で幼稚園で行います。本園についてお尋ねになりたいことがあれば是非ご参加ください。両日共、同じ内容ですので、いずれかご都合のよい日にお越しください。(必ず予約が必要です。別紙参照)

1回目	9月5日(土)	AM10:00～11:30
2回目	9月12日(土)	AM10:00～11:30

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から説明会中のお子様の別室でのお預かりは行いません。

可能な限りご家庭で見ていただくようご協力をお願いします。

※1・2歳児の説明会は9月26日(土)AM10:00～11:00に立花愛の園幼稚園にて行います(要予約)

優先入園について

以下の順にて優先的に入園を受けさせていただきます。

- ① 令和2年度に本園のわくわく幼稚園(どんぐり組)に在園されている方
- ② 令和3年度に本園に進級される兄または姉と同時在園される方
- ③ 入園希望者の兄または姉が立花・武庫愛の園幼稚園を卒園された方
- ④ 入園希望者の父母または祖父母が立花・武庫愛の園幼稚園を卒園された方

※ 優先入園は1号認定専願・新2号認定専願・新2号・2号認定併願の方のみ対象となります。2号認定専願の方、3号認定ご希望の方は尼崎市の利用調整がある為、優先入園の対象となりません。

※ ご親戚の方が愛の園幼稚園を卒園されていても優先入園の対象となりません。

※ 優先入園をご希望の場合は必ず該当する時間帯にお越しください。(特別な事情がある場合はご相談ください。)

※ 一般入園の受け入れ可能数に関しては9月28日(月)頃に、おおよその状況をお伝えできると思います。

願書受付・面接

下記の該当する時間帯に入園願書を持参の上、お子様同伴でご来園ください。

区分	願書No.	面接時間
優先入園枠①	101～	10月1日(木)の13:30～(別途案内します)
優先入園枠②	201～	10月1日(木)の9:00～9:20
優先入園枠③	301～	10月1日(木)の9:20～9:45
優先入園枠④	401～	10月1日(木)の9:45～10:00頃
一般入園	1, 2年保育	10月1日の10:00～10:15までにお越しください。入園希望者が定員を超える場合は全員面接を行った後、翌日ホームページ上で通知します。
	3年保育	

※ 令和2年10月1日(木)に優先入園枠の受付・面接後に一般入園の受付を行います。

※ 一般入園の希望者数が定員を超える場合は全員の方を面接させていただきます。入園受付の結果に関しましては、翌日ホームページ上にて願書番号のみ通知致します。定員内であれば当日受付と致します。

※ 決められた時間帯に遅れられた場合は、優先入園および一般入園(定員を超えた場合の抽選)の対象となりませんので、悪しからずご了承ください。

★入園審査手数料 3,000円 (入園内定されなかった場合も返金致しませんのでご了承ください。)

入園にあたって

- 保護者の方は私立幼稚園である本園の教育方針に賛同の上協力して頂くことが入園の前提となります。
- 集団生活を行うにあたって、お子様のことで気になることがあれば、必ず9月18日(金)までにお申し出ください。お話を伺い致します。(健康面・発育状態・アレルギーなど)
- 法律で定められた感染症にかかっているお子様は、完治するまで入園できません。

2号認定子ども(保育標準時間11時間、保育短時間8時間認定)とは

【 2号認定入園対象児 】

2号認定は お子さんが3歳以上で、
 (平成27年4月2日～
 平成30年4月1日生まれ)
 幼稚園教育時間以外に、長時間保育が
 必要な事由(右記参照)に該当される場合
 に認定を申請することが可能です。

2号認定はこんな人が受けられる

- 働いている(パートタイムや在宅勤務を含む)
詳しくは下記をお読みください
- 母が出産前後(期間等は尼崎市へお尋ねください)
- 保護者に病気や障害がある
- 親族の介護や看護をしている
- 求職中(期間等は尼崎市へお尋ねください)
- その他 就学、DV、育休など



詳細は、尼崎市のホームページまたは
 こども入所支援担当06-6489-6369 まで

2号認定の方はさらに 保育標準時間 と 保育短時間 に分かれます

保育標準時間とは主にフルタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月120時間以上の就労等をしている保護者をさします。市より2号認定の中の保育標準時間認定を受けた場合は**最大利用可能時間が11時間**となります。

保育短時間とは主にパートタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月64時間以上120時間未満の就労等をしている保護者をさします。市より2号認定の中の保育短時間認定を受けた場合は**最大利用可能時間が8時間**となります。

※ 就労時間等が月64時間以上で2号認定の要件を満たしていても、新2号認定として預かり保育を利用しながら長時間保育を受ける事も可能です。上にお子さんがいらっしゃる方は階層や家庭状況により副食費が免除となる場合がありますので一度ご検討ください。(P6参照)
 (新2号認定に関して、詳しくは別紙「本園の預かり保育について」または市のHPをご覧ください。)

認定手続き等について

- ① 新2号・2号認定併願の方は、10月1日(木)「入園願書」の新2号・2号認定併願の箇所にチェックを入れ提出の上、本園の面接を受けてください。
2号認定専願の方は本園に願書を提出されずに、直接市に申請してください。

尼崎市より利用調整が行われてから利用先が決定する為、本園の2号定員に空きがない場合は他の保育所等になる場合があります。本園への入園をご希望される場合は、新2号認定と2号認定の併願をお願いします。本園に願書を提出される際、併願の旨を必ずお伝えください。

- ② 新2号・2号認定併願の方は、園を通じて尼崎市に1号認定と2号認定の申請を行います。その際に本園が第1希望であることをご記入ください。(申請用紙は市役所・支所・園等で配布)

★尼崎市以外の市町村に住民票がある方は、利用可能かどうか尼崎市にご確認ください。
 詳しくは、こども入所支援担当 06-6489-6369 までお問い合わせください。

- ③ 尼崎市から2号認定証が交付されます。(申請1ヶ月後位)
 ※但し、本園が利用可能かどうかは尼崎市が利用調整を行って決定します。

- ④ 申請者の希望、保育所等の状況などにより、尼崎市が利用調整をします。(令和3年2月頃)

- ⑤ 尼崎市より決定が下りたらすぐに、利用先が本園になったか否かを必ずご連絡ください。
利用先が本園である場合は、本園との正式な2号認定契約を行います。
 2号認定で本園の利用が出来なかった場合は、自動的に新2号認定となります。(申請不要)
 その場合、本園との1号認定(新2号認定)契約を行います。

本園に入園されるまでの納入金

立花2号認定募集要項 3

納入金の種類	年齢別			納入日
	5歳児	4歳児	3歳児	
入園受入準備費	10,000円	10,000円	10,000円	入園内定者には払い込み用紙をお渡しします。払込期限は10月6日(火)です。お近くの郵便局でお振込みください。
教育・保育環境充実費	60,000円	70,000円	80,000円	
スクールバス申込金	3,000円	3,000円	3,000円	
教材費(個人持ち・消耗教材費)	約16,000円	約12,000円	約10,000円	令和3年2月27日(土)教材渡し日
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	約315円	約315円	約315円	2月27日(土)教材渡し日(令和3年度の金額は未定)

- ※ 入園受入準備費は入園受入に関する事務手続きや準備等の費用となります。
- ※ 教育・保育環境充実費は教員配置の充実や、教育・保育環境の質向上の為の費用となります。
- ※ 入園内定後、令和3年3月31日までに通園不能な地域に転勤・転宅される場合に限って、その証明(転出証明・住民票)があれば入園受入準備費以外の納入金全額を返金致します。

2号認定の毎月の利用者負担額(保育料)

令和元年10月より実施されている「幼児教育無償化」の制度により、保護者の所得に関係なく3歳児(年少組)・4歳児(年中組)・5歳児(年長組)のすべての子どもの利用者負担額(保育料)は無償となりました。したがって、2号認定子どもについては、**教育標準時間**を含めた**最大利用可能時間(勤務時間+通勤時間)**にかかる基本的な利用者負担額(保育料)は0円となります。

- ※ 本園では、2号認定のお子さんであっても、中心的な時間帯はこれまで通り原則として**5時間の幼稚園教育**を行います。(国や尼崎市では教育標準時間は4時間と設定)
- ※ 保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)の方とも**7:30—18:30の間で園が許可した時間(勤務時間+通勤時間)が最大利用可能時間**となります。それ以上のご利用が度重なる場合は保育者の配置の都合上、利用をお断りさせていただきます。残業等で遅れられる場合はご一報ください。令和3年度より、早朝7:00~7:30、延長18:30~19:00の預かり保育は開設致しません。
- ※ お子さんが2人以上いる場合で、下のお子さんが0~2歳児の3号認定の場合の保育料の決め方は、ご家庭の状況や年収約360万円未満か以上か等によって異なります。
- ※ 本園では園の規則により、P4に掲げた園独自の納入金が2か月未納の場合や、園の方針に従って頂けない場合は契約解除させて頂くことがあります。尚、在籍中の未納の納入金はお支払頂くこととなりますのでご了承ください。
- ※ 下のお子さんが0~2歳児で認定子ども園等に在籍されていれば保育料の補助有。

本園独自の2号認定の毎月の納入金

種 別		備 考	5歳児	4歳児	3歳児
教育・保育活動費		※ 1・2を参照のこと	6,000円	6,000円	6,000円
給食費	主食費	月～金週5日完全給食	2,200円	2,200円	2,200円
	副食費	免除対象あり(P6参照)	4,500円	4,500円	4,500円
バス代		往復利用(登園・降園とも)	4,000円	4,000円	4,000円
		片道利用(登園のみ・降園のみ)	2,000円	2,000円	2,000円

- ※1 幼児教育無償化の制度下では、本園の目指す幼稚園教育・保育が実現できない為、月6,000円を2号認定の特定負担額とし、5時間の教育標準時間と預かり保育に関わる教育・保育活動費として充てていきます。
- ※2 園外保育(交通費・入場料等)や宿泊保育、年中・年長時の親子給食(会食)その他の行事の参加費、冷暖房費、教材絵本代(一斉購読絵本)などはその都度別途徴収せずに教育・保育活動費から充てていきます。
- ※3 バスはコースにより設定された登降園以外の運行は行いません。往復利用の方は、行き帰りとも同じコース・同じバス停での利用に限らせて頂きます。片道利用の方は、登園のみ、降園のみの利用に限らせて頂きます。片道利用の方は、日によって本日は登園利用、明日は降園利用など利用の仕方を変えることはできません。
- ※4 上記の金額は制度内容等の変更に伴い、修正される場合があります。

進級教材費について

4歳児から5歳児への進級時	約13,000円(鍵盤ハーモニカは希望者のみ別売)
3歳児から4歳児への進級時	約8,000円

- ※ 上記の進級教材費と併せて、日本スポーツ振興センター災害共済掛金(令和2年度は315円、令和3年度以降は未定)を徴収させていただきます。
- ※ 上記の金額は令和3年度の消費税10%を含む教材金額です。

納入方法について

- ※ 保育日数は月により相違しますが、年間に掛かる金額を平準化して12ヶ月の均等額として引き落とします。本園独自の毎月の納入金額を尼崎信用金庫に保護者の銀行口座自動振込により納入して頂きますので尼崎信用金庫に口座をお持ちでない場合、市に申請される保護者名義の銀行口座をお作りください。引き落としの際、自動送金取扱い手数料が掛かりますがご了承ください。
- ※ 国や市の制度や銀行の対応の変更などによっては、銀行引き落としでの対応ができなくなることも想定されます。その際、現金による納付等に変更する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 進級教材費に関しては、入園後の3学期に振込用紙をお渡し致します。別途納入をお願いします。

入園までの予定

※新型コロナウイルスの状況等によっては変更になることもあります

11月 14日(土)	制服採寸	13:30 ~ 15:00	保育料引落銀行口座用紙配布
12月 5日(土)	入園に向けての説明	13:00 ~ 13:40	冬制服購入
	冬制服渡し	14:00 ~ 15:00	
2月 27日(土)	教材渡し・夏制服渡し	13:30 ~ 15:00	教材費納入・夏制服購入
3月 20日(土)	・1日入園 ・入園及び預り保育に関する説明会	男児	9:30 ~ 11:00
		女児	13:30 ~ 15:00

3歳～5歳児

制服・制帽・通園リュック・半袖体操服上下・長袖トレーナー・園章入りソックスなどは、本園規定品を購入していただきます。

他に通園靴、上靴、シューズ袋、体操服袋、Tシャツなどは、希望の方のみ販売します。

※年少児は入園後に長袖トレーナー(長袖体操服)を販売します。

冬服・体操服

(11月採寸)

(12月販売)

約23,000円

上着・ブラウス・半ズボン(男児)・スカート(女児)・冬帽子・スモック

通園リュック・園章入りハイソックス・園章入りソックス・半袖体操シャツ・体操ズボン

夏服

(11月採寸・2月販売)

約8,000円

※5月より気温に応じて着用可

半袖ポロシャツ・夏半ズボン(男児)・夏スカート(女児)・夏帽子

※ 上記の金額はいずれも一通り揃えられた場合の目安の金額です。購入品、数量により金額は異なります。

育友会費

3～5歳児は育友会総会で決定される金額。(令和2年度は、誕生会費を含み年額4,300円)

3号認定(1,2歳児)は育友会活動および育友会費の徴収はありません。

特典制度

- 兄弟・姉妹で2人以上同時に在園になる場合は、2人目からの園児について教育・保育環境充実費の1/2を免除します。
- 兄弟・姉妹で2人以上同時に在園になる場合、2人目からの園児について、誕生会費を除く育友会費を1/2免除します。

- 学校法人あけぼの学院の姉妹園である武庫愛の園幼稚園の転出入については、尼崎市の利用許可が下りれば、入園時の納入金の相互流用ができます。

(一度納めたら、再び納めて頂く必要はありません。)

※但し、難波愛の園幼稚園は別法人である為相互流用はできません。

預かり保育について(本園名称 ホームクラス)

(別紙「本園の預かり保育について」参照)

- 本園では、在園生に対して子育て支援の一環として「ホームクラス」という名称で7:30から18:30まで預かり保育を行っています。
- 月～土曜日、行事の代休日、春・夏・冬休みは預かり保育を行います。(但し土曜日や行事の代休日等のご利用は就労証明書を提出され、かつ当日勤務されている方に限らせて頂きます。)日曜、祝日、運動会、お盆の頃、年末年始や創立記念日等の預かり保育はありません。土曜日・代休日・行事の前日当日等、弁当が必要な日もあります。
- 2号認定の方は最大利用可能時間以内であれば別途徴収は行いません。但し、最大利用時間を越える時間帯でのご利用は別料金として徴収致します。行事の代休日、春・夏・冬休みも最大利用可能時間内であれば別途徴収は行いません。
- 詳しくは入園決定後の令和3年3月20日(土)の一日入園の日に預かり保育説明会を行います。

副食費の免除対象者（参考）

年収360万円未満相当(1号:第Ⅲ階層、2号:第Ⅳ階層の一部まで)の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

1号認定子ども ※				2号認定子ども ※						
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層 (生活保護世帯)				第1階層 (生活保護世帯)						
第2階層 (年収270万円未満相当)				第2階層 (年収260万円未満相当)						
うちひとり親世帯				うちひとり親世帯等						
その他				その他						
第3階層 (年収360万円未満相当)				第3階層 (年収330万円未満相当)						
うちひとり親世帯				うちひとり親世帯等						
その他				その他						
第4階層 (年収680万円未満相当)				第4階層 (年収360万円未満相当)						
第1子				第1子						
第2子				第2子						
第5階層 (年収680万円相当以上)				第4階層 (年収470万円未満相当)						
第1子				第1子						
第2子				第2子						
第5階層 (年収640万円未満相当)				第5階層 (年収930万円未満相当)						
第1子				第1子						
第2子				第2子						
第7階層 (年収1130万円未満相当)				第7階層 (年収1130万円相当以上)						
第1子				第1子						
第2子				第2子						

保育料・副食費とも免除
 保育料のみ免除

※多子(第何子であるか)のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取り扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

【ご家庭での試算の参考として…】

- 年収が360万円相当以上の家庭の場合、3歳から小学校3年生までの間にお子さんが3人以上おられる方は、1号認定や新2号認定を希望されると、第3子から副食費が免除対象となります。
- 同じ年収360万円相当以上の家庭で2号認定の場合、3歳から小学校就学前の範囲での第3子であることが条件となるので、免除の対象となることが難しいです。

副食費について 詳しくは、1号認定:幼稚園・高校企画推進担当 06(4950)5665
2号認定:保育管理課 06(6489)6159